議第17号

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例

滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「健康医療福祉部」を「健康医療福祉部
子ども若者部　」に改める。

第２条第６号エを削り、同条中第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7) 子ども若者部

ア　子どもおよび若者に関する施策の総合的な企画および調整に関する事項

イ　子どもおよび若者の育成および教育の支援に関する事項

付　則

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

2　滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年滋賀県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第７条中「滋賀県健康医療福祉部」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

3　滋賀県公立大学法人評価委員会条例（平成17年滋賀県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第６条中「滋賀県総務部」を「滋賀県総合企画部」に改める。